

地域住宅計画及び社会資本総合整備計画について

○地域住宅計画

地域の実情に応じた住宅施策を推進することを目的とし、地方公共団体は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成 17 年 6 月 29 日法律第 79 号）に基づき、宮崎県及び県内全市町村で「地域住宅計画」を作成しています。

○社会資本総合整備計画

地域住宅交付金制度を含む国土交通省所管の地方公共団体向けの個別補助金や交付金を一括した、自由度が高く、創意工夫が行かせる総合的な交付金として社会資本整備総合交付金が創設されました。

地方公共団体が、社会資本整備総合交付金を充てて事業を実施するためには、地域住宅計画に基づく事業等を位置づけた「社会資本総合整備計画」を作成し、これに基づき事業を行います。

また、計画期間終了後には取り組み状況等について「事後評価」を行います。

計画期間 平成 28 年度から平成 32 年度まで

上記計画の詳細につきましては、宮崎県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kenchikujutaku/shakaikiban/sumai/index-06.html>